

夏季休業期間終了後の羽生市立小・中学校の対応について

標記の件について、夏季休業期間終了後、令和3年9月10日（金）までの間、以下のとおり、教育活動を行いますので保護者の皆様にはご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 夏季休業日の延長は行わず、令和3年8月30日（月）に第2学期始業式を行います。そして、令和3年8月30日（月）及び、令和8月31日（火）は、午前中だけの教育活動とします。また、感染リスクを可能な限り低減しつつ教育活動を行います。
- 2 市内一斉の分散登校は実施しません。ただし、今後の状況に応じて、学校ごとに分散登校を実施する場合があります。
- 3 学校の事情に応じて、始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ、短縮授業等の措置を行うこともあります。（三密の状況を軽減する措置を図ります。）
- 4 給食は、予定どおり全学年、令和3年9月1日（水）から提供します。